

地下水採取規制の概要

揚水機の設置予定地は地下水採取規制地域か？

YES

NO

吐出口断面積の合計※は？

規制対象外・届出不要
(温泉は、温泉法による)

(吐出口断面積の制限)

21cm²を超える※

設置禁止

10cm²を超え21cm²以下※

届出必要

6cm²を超え10cm²以下※

届出必要

6cm²以下※

規制対象外・届出不要

(ストレーナーの深度制限)

深度制限あり

イ 区分

地表面から300m以深とすること

深度制限なし

ロ 区分

地表面から250m以深とすること

※ 吐出口断面積：一の工場又は事業場に複数の揚水機を設置する場合は、既存のものを含めすべての揚水機の吐出口の断面積の合計

●地下水採取規制地域

- 佐賀市の佐賀外環状線(県道旧小城北茂安線)以南
- 小城市(旧芦刈町、旧牛津町のみ)
- 武雄市(旧北方町のみ)
- 大町町
- 江北町
- 白石町

●地下水採取規制地域内の「イ」と「ロ」の区分

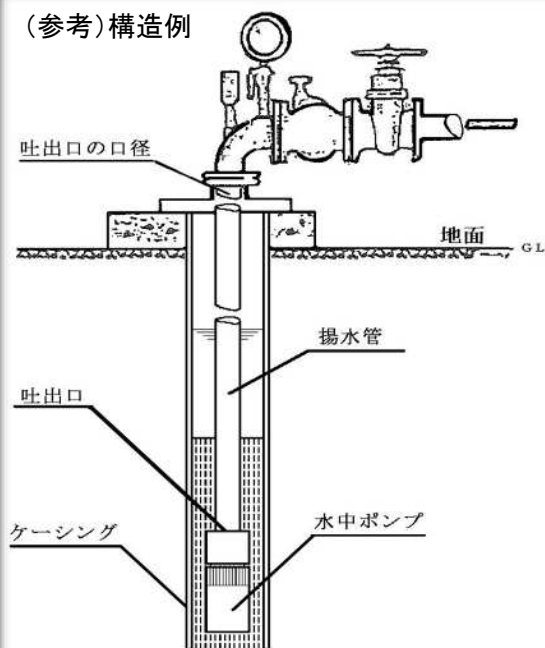
【イ】

- 佐賀市(都市計画市街化区域及びJR長崎本線以南)の地域
- 小城市(旧芦刈町、旧牛津町のうちJR長崎本線以南)の地域
- 武雄市(旧北方町)のうち国道34号線以南の地域
- 大町町のうちJR長崎本線以南の地域
- 江北町のうちJR長崎本線及び佐世保線以南の地域
- 白石町

【ロ】

- 佐賀市の佐賀外環状線(県道旧県道小城北茂安線)以南のうち【イ】以外の地域
- 小城市(旧牛津町)のうち【イ】以外の地域
- 武雄市(旧北方町)のうち【イ】以外の地域
- 大町町のうち【イ】以外の地域
- 江北町のうち【イ】以外の地域

(参考)構造例



●(参考)断面積と直径の関係

(断面積)	(直径)
6cm ²	約 2.8cm
10cm ²	約 3.6cm